

令和 5 年 7 月 28 日

大 阪 府 知 事
吉 村 洋 文 様

大阪府人権施策推進審議会
会 長 小 野 達 也

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない
社会づくり条例の改正について（答申）

令和 5 年 6 月 26 日付け人権企第 1240 号により諮問がありました「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（令和 4 年大阪府条例第 48 号）の改正」については、審議の結果、次のとおり答申します。

目 次

I	はじめに	1
II	大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり 条例について	
1	プロバイダ事業者等への削除要請等にかかる規定の追加	2
2	行為者への助言及び説示にかかる規定の追加	3
3	大阪府人権施策推進審議会への諮問にかかる規定の追加	4
4	不当な差別的言動等の定義にかかる規定の追加	5
5	事業者の責務にかかる規定の追加	5

参考資料

資料 1	諮問書（平成 31 年 2 月 15 日付け人権企第 1811 号）（写し）	7
資料 2	大阪府人権施策推進審議会委員名簿	11
資料 3	審議経過	12

I はじめに

近年、インターネットの急速な普及に伴い、個人や企業においてSNS等を活用し様々な情報発信やコミュニケーションが容易に行えるようになった一方、インターネット上には多くの悪質な人権侵害情報が流通するなど、大きな社会問題となっている。

大阪府では、この問題に対応するため、これまでから被害者相談や教育・啓発活動などの施策を進めてきたところであり、令和4年3月には、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定し、同年4月から施行したものである。

また、同年5月には、本条例の附則に基づき、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を設置し、有識者において、広域自治体としてのインターネット上の人権侵害の解消に向けた実効性のある施策という観点から議論が行われ、令和5年3月に、その意見が取りまとめられた。

有識者会議の意見を踏まえ、大阪府では、教育・啓発活動の一層の推進を図ることやインターネット上のトラブルや悩みを広く受けることができる専門の相談窓口の設置のほか、不当な差別的言動等に対する削除要請の拡充等、インターネット上の人権侵害の解消に向けた実効性のある施策を実施することとしたところである。

さらに、こうした削除要請の拡充等の施策を実施するにあたり、その根拠を明確にするため、本条例を改正することとし、令和5年6月、大阪府人権施策推進審議会は、知事から、本条例の改正の検討について諮問を受けたものである。

本審議会では、同年6月及び7月に審議会を開催し、審議の結果、本条例の必要な改正事項について、答申するものである。

なお、大阪府は、今後、インターネット上の人権侵害の解消に向けた施策を実施するにあたっては、その内容等について府民に対し、丁寧に周知を図られたい。

II 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり 条例について

1 プロバイダ事業者等への削除要請等にかかる規定の追加

インターネット上の不当な差別的言動等に対するプロバイダ事業者への削除要請や国への通報について、これまで実施してきた同和問題やヘイトスピーチだけでなく様々な不当な差別的言動等についても対象とし、本条例に規定することは適当である。

- これまで大阪府では、いわゆる同和地区の所在地情報の摘示やヘイトスピーチといった明らかに不当な差別的言動や差別を助長・誘発する情報に対して、プロバイダ事業者や法務局に対して削除要請等を行い、インターネット上の人権侵害情報の解消に努めてきたところである。
- 一方、インターネット上には、同和問題やヘイトスピーチに関する不当な差別的言動等のほか、今日的な課題である性的指向や性自認、疾病等を理由とした差別的言動など様々な分野に及んでおり、今後、削除要請の対象を拡充することが求められる。
- 実施にあたっては、透明性や公正性を確保し、広く府民に対して周知を行うため、条例において根拠を明確にすることは適当である。

2 行為者への助言及び説示にかかる規定の追加

プロバイダ事業者への削除要請や国への通報を行ってもなお、不当な差別的言動等が削除されない場合に、発信を続ける行為者に対して行う助言及び説示について、本条例に規定することは適当である。

- プロバイダ事業者への削除要請等を行っても不当な差別的言動等が削除されない場合の対応として、発信を続ける行為者に対し、大阪府が必要と認めるときに、削除に向けた助言や説示を行うことについては、こうした不当な差別的言動等の解消に資する施策として適当である。
- 実施にあたっては、透明性や公正性を確保し、広く府民に対して周知を行うため、条例において根拠を明確にすることが適当である。

3 大阪府人権施策推進審議会への諮問にかかる規定の追加

不当な差別的言動等の削除要請等や行為者への助言及び説示を行うにあたっての基本的な考え方、インターネット上の人権侵害情報解消施策に関する検証及びインターネット上の人権侵害に起因する社会的影響が大きい事象が生じた場合の対応について、大阪府人権施策推進審議会に意見を聞くこととし、本条例に規定することは適当である。

- 大阪府の人権施策を実施するにあたっては、大阪府人権尊重の社会づくり条例において、大阪府人権施策推進審議会に意見を聞くことができるとされており、インターネット上の人権侵害情報の解消施策についても、より適切かつ効果的に実施するため本審議会に意見を聞くことについて、本条例に規定することは適当である。
- 具体的な聴取事項には、インターネット上の人権侵害解消に向けた施策の検証や、誹謗中傷に対する施策のあり方など、有識者会議において引き続き検討課題とされた事項等についても、本審議会の意見聴取の対象とされたい。
- また、審議の実施に当たって、専門的かつ迅速な検討の必要性から、本審議会に部会を設置することは適当である。なお、具体的な会議の運営については、改めて本審議会において検討することとしたい。

4 不当な差別的言動等の定義にかかる規定の追加

削除要請や助言及び説示を行うにあたって、その対象となる不当な差別的言動等の定義を条例に規定することは適当である。

- 削除要請等を実施するにあたって、透明性や公正性を確保し、広く府民等に周知するため、削除要請等の対象となる不当な差別的言動等を条例で規定することは適当である。

5 事業者の責務にかかる規定の追加

インターネット上の人権侵害のない社会づくりを実現するためには、事業者の協力は不可欠なものであり、本条例に、事業者の責務を規定することは適当である。

- インターネット上の人権侵害のない社会づくりを実現するためには、府民一人ひとりのインターネット・リテラシーの向上や人権意識の高揚を図ることが重要であり、施策の実施にあたっては、事業者の協力は不可欠であることから、本条例に、事業者の責務を規定することは適当である。
- 大阪府においては、府民だけでなく事業者の理解と協力を求め、インターネット上の人権侵害の解消に向けた施策を進めていくことが重要である。

人権企第 1240 号

令和 5 年 6 月 26 日

大阪府人権施策推進審議会

会長 小野 達也 様

大阪府知事 吉村 洋文 公印

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない
社会づくり条例の改正について（諮問）

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
(令和 4 年大阪府条例第 48 号) の改正について、大阪府人権尊重の社会づくり条例
(平成 10 年大阪府条例第 42 号) 第 6 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見
を求めます。

1 質問事項

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の改正について

2 趣旨

近年、SNSの普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動等が後を絶たず、大きな社会問題となっている。この問題に対応するため、府では、相談や啓発などの施策を進めてきたところ、令和4年4月には、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の施策の基本的事項を定めた「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「本条例」という。）」を議員提案により制定した。

また、本条例の附則の規定に基づき、令和4年5月に「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を設置し、有識者において、広域自治体としてのインターネット上の人権侵害の解消に向けた実効性のある施策という観点から議論が行われ、令和5年3月に、その意見が取りまとめられた。

今般、本有識者会議の意見を踏まえ、不当な差別的言動等に対する削除要請等の拡充等の施策を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、本条例の改正を検討しているところである。

本条例の改正に当たって、大阪府人権尊重の社会づくり条例第6条第1項の規定により貴審議会の意見を求めるものである。

3 条例改正の方針案

（1）プロバイダ事業者等への削除要請等

- インターネット上の不当な差別的言動や差別を助長・誘発する情報（以下「不当な差別的言動等」という。）に対するプロバイダやサーバの管理・運営者等への削除要請及び国への通報（以下「削除要請等」という。）について、現在行っている同和問題やヘイトスピーチに関するものに加え、他の人権課題に関するものについても対象とすること。さらに、団体、地域等に対する情報だけでなく、特定の個人に対する情報についても対象とすること。
- 実施に当たっては、被害者が削除要請を行っても当該情報の削除や流通の防止等の措置（以下「削除等」という。）がなされず、府に対応を求める場合であって、その情報が明らかに不当な差別的言動等であると認められるときなど、必要に応じて行うものとすること。
- なお、誹謗中傷に関しては、違法性の判断等に課題があることから対象には含めず、今後、相談事例の分析や問題点等を整理し、引き続き検討課題とすること。

（2）行為者への助言及び説示

- 被害者や府による削除要請等を行ってもなお不当な差別的言動等の削除等がなされず、被害者が府に対応を求める場合であって、当該不当な差別的言動等の行為者が明らかであると認められるときなど、必要に応じて、行為者に対して不当な差別的言動等の削除に向けた助言及び説示を行うこと。
- 具体的には、行為者に対し、助言として人権侵害情報を削除するための適切な手続きを教示することや、説示として人権侵害情報の削除等を求める想定している。

(3) 大阪府人権施策推進審議会への諮問

- インターネット上の人権侵害解消推進施策について、より適切かつ効果的に実施するため、大阪府人権施策推進審議会に次の事項について意見を聞くこと。
 - ・ 削除要請等や行為者への助言及び説示を行うに当たって、その対象となる情報の設定等の基本的な考え方
 - ・ インターネット上の人権侵害解消に向けた施策の検証や、有識者会議において引き続き検討課題とされた事項等の新たな取組に関すること
 - ・ インターネット上の人権侵害に起因する社会的影響が大きい事象が生じた場合、被害の拡大防止等に向け、府民への啓発や適切な被害者支援等の府としての対応のあり方
- 会議の運営に当たっては、インターネットの特性を踏まえ、専門的かつ迅速な検討を必要とすることから、大阪府人権施策推進審議会にインターネット上の人権侵害に精通する少数の委員で構成する部会を設置し、より機動的に対応できるようにすること。

(4) 不当な差別的言動等の定義

- 削除要請等や助言及び説示の実施に当たり、その対象となる不当な差別的言動等の定義を規定すること。
- 規定に当たっては、憲法第14条や大阪府人権尊重の社会づくり条例前文等の規定を参考にするとともに、今日的な課題である、国籍、性的指向、性自認その他の事由を理由とした不当な区別・排除についても不当な差別的言動等とすること。
- 具体例として、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障がい、疾病その他の事由を理由とした不当な区別・排除に係る情報等を挙げること。

(5) 事業者の責務

- インターネット上の人権侵害の防止については、府民だけでなく、府内事業者の理解と協力が不可欠であるため、インターネットリテラシーの向上に努めることや人権侵害に関する情報の発信防止の必要性について理解を深めること、府が実施する施策に協力するよう努めることを事業者の責務として規定すること。

大阪府人権施策推進審議会委員

令和5年6月14日現在

氏名	所属
内田 龍史	関西大学 社会学部 教授
大槻 啓子	関西経済連合会 総務部副参与
億 智栄	弁護士
小野 達也	桃山学院大学 社会学部ソーシャルデザイン学科 教授
勝山 教子	同志社大学 法学部法律学科 教授
金光 靖樹	大阪教育大学 教育学部 教授
三部 倫子	奈良女子大学 文学部人文社会学科 准教授
志水 宏吉	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授
千代松 大耕	大阪府市長会 人権部会部会長 (泉佐野市長)
内藤 葉子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 教授
前田 直子	京都女子大学 法学部法学科 教授
山野 則子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 教授

(50音順)

審議経過

審議会	開催日	審議内容等
第44回 大阪府人権施策推進 審議会	令和5年6月26日	○大阪府人権尊重の社会づくり条例第6条第1項に基づく諮問 ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や人権侵害のない社会づくり条例の改正について
第45回 大阪府人権施策推進 審議会	令和5年7月10日	○答申（案）のイメージ（たたき台）について ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や人権侵害のない社会づくり条例の改正について